

□ 許可申請に必要な書類

	許可申請書及び添付書類		部数	備 考
1	3条許可申請書 様式第2号の1／様式12号の1(買受適格証明願出書)		申請人 の数 +1部	・共有名義、申請地が5筆以上の場合、様式第2号の1-①(申請書にのりづけして割印)
2	農 地 法 許 可 申 請 書 (別 添 付)	I. 一般記載事項様式(様式第2号の1-②)	1部	・全ての申請時に必要
		II. 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項(様式第2号の1-④)	1部	(農地法第3条第3項関係) (農地所有適格法人以外の法人またはその者又はその世帯員等が農作業に従事しない場合)
		III. 特殊事由により申請する場合の記載事項(様式第2号の1-⑤)	1部	※法第3条第2項ただし書、農地法施行令第2条第1項関係の申請など
3	登記事項証明書(全部事項証明)		1部 (原本)	・法務局発行の登記官印があるもの ※現住所と登記簿記載の住所が異なる場合、住所を追うことができる書類(住民票や戸籍の附票など) ※一筆の土地の一部を申請する場合、
4	公図		1部 (原本)	・所有権移転なら分筆してから3条の申請 ・賃貸借・使用貸借権設定なら位置と面積を特定した図面を添付
5	契約書の写し(権利設定または権利移転に関する)		1部	※農地法第3条第3項による許可を受けようとする者は、適正に利用しない場合の解除する旨等の記載がある契約書の写し
6	譲受人の住民票謄本(世帯員全員)		1部 (原本)	・住所地の役所・役場
7	耕作証明書(譲受人で右記の※に当たる方)		1部	※ 譲受人の住所が他市町村かつ現経営地がある場合 ・住所地の農業委員会
8	営農計画書(譲受人)(様式2号の3)		1部	
9	申請地と付近の状況を表示する図面		1部	・申請地を示したゼンリン住宅地図やGoogleMapの写し等
10	法 人 申 請 の 場 合	会社の登記簿謄本	1部 (原本)	・全ての法人による申請の場合に必要
11		定款または寄付行為	1部	・全ての法人による申請の場合に必要
12		本件に関する会社議事録	1部	・作成してある場合は提出 ・全ての法人による申請の場合に必要
13		農地所有適格法人としての事業等の状況 ※様式第2号の1(別紙)	1部	・農地所有適格法人による申請の場合に必要
14	その他必要と思われる書面		1部	・代理申請の場合、委任状、関係性を示す書類(戸籍謄本、住民票謄本等) ・相続未登記の場合、相続関係説明図及び被相続人・相続人の戸籍謄本、又は遺産分割協議書など ・買受適格証明願出書の申請の場合、期間入札公告書・物件目録 ・その他必要と思われる書面

※ 裏面に続く

許可基準

- ① 権利を取得しようとする者(世帯員等を含む)が、農業経営に供すべき農地の全てについて耕作すると認められること
- ② 世帯において少なくとも1人は、年間150日以上 of 農作業に従事することが可能と認められること
- ③ 周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと

【注意事項】

1. 申請の受付期間は、毎月1日から10日までとなっています ※但し、10日が土日祝日で閉庁の場合は、次の開庁日までになります
2. 申請後は、現地調査のため申請箇所が分かるよう、現地に看板などの目印(地番の表示)をしてください
3. 給水管がある場合は事前に管轄の土地改良組合や水利組合と調整してください

農地の定義(法第2条)について

- ・農地とは、「耕作の目的に供される土地」とされており。「耕作」とは「土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培すること」とされている。なお、現に耕作されている土地はもちろん、現在は耕作されていなくとも耕作しようとするればいつでも耕作できるような土地(耕作放棄地、休耕地)も含まれる(現況主義※)。

※ 現況主義:農地の判断は、土地の状態に基づいて客観的に行う。(土地登記簿の地目によって区分するものではない。)

取り扱いの例

○ 農地として扱うもの

- ・耕作地 ・果樹園、桑園 ・耕作放棄地、休耕地 ・温室、ビニールハウス(地面が土の場合)
- ・採草放牧地

○ 農地として扱わないもの

- ・家庭菜園(それに準ずる利用) ・温室(コンクリートを敷く場合[ただし、栽培高度化施設を除く])
- ・花壇 ・不法開墾地

うるま市農業委員会事務局

電話番号:098-923-7608

令和5年6月5日編集